

訪問看護サービス契約書

サービス利用者(以下、「甲」という。)と富山赤十字訪問看護ステーション(以下、「乙」という。)とは、訪問看護サービスの利用について、次のとおり契約を締結します。

第 1 条 (契約の目的)

乙は甲に対し、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

2 サービスの内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第 2 条 (契約期間)

この契約期間は、 年 月 日 から 年 月 日までとします。

2 上記の契約期間満了日の1か月前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、合意の上この契約は自動更新されるものとします。また、入院・入所等で3か月以上ご利用がない場合は、契約を終了するものとします。

第 3 条 (訪問看護記録の保存と開示義務)

乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、この契約の終了後も5年間保存します。

2 甲及びその代理人より何らかの理由で記録の開示希望があった場合は、日本赤十字社規定「診療情報提供等に関する指針」に基づき、関係書類の提供をします。

第 4 条 (利用者負担金及びその滞納)

サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

2 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、乙は1か月以内の期限を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告することができます。

3 乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員、甲が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も甲の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

第 5 条 (利用者の解約権)

甲は、乙に対し、7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第 6 条 (利用者の解除権)

甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- (2) 乙が守秘義務に反した場合。
- (3) 乙が甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重要な事由が認められる場合。
- (4) 乙が破産した場合。

第 7 条 (事業者の解除権)

乙は甲の著しい不信行為及び暴力行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第 8 条 (契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき。
- (2) 第4条の規定により乙から解除の意思表示がなされたとき。
- (3) 第5条の規定により甲から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。
- (4) 第6条の規定により甲から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (5) 第7条の規定により乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (6) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 甲が入院または入所し3か月以上経過したとき。
 - ② 甲が死亡したとき。

第 9 条 (秘密保持)

乙は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲又はその家族に関する秘密及び個人情報を第三者に漏洩しません。また、乙が退職後、在職中に知り得た甲又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

- 2 あらかじめ文書により甲の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第 10 条 (賠償責任)

乙は、サービスの提供にあたって甲又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

第 11 条（苦情対応）

甲は、提供されたサービスに対して苦情がある場合には、乙、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 乙は、甲が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第 12 条（身分証携行義務）

乙は、常に身分証を携行し、訪問時及び甲又はその家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

第 13 条（契約外条項等）

この契約、介護保険法等の関係法令で定められていない条項については、関係法令等の趣旨を尊重して、甲と乙の協議により定めます。

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

本契約の有効期間中、地震・洪水・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 15 条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

以上の契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有するものとします。

年 月 日

(甲 訪問看護サービス利用者)

利用者

住 所

氏 名

Ⓜ

上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所

氏 名

Ⓜ

(乙 指定訪問看護事業者・事業所)

事業者

所在地

東京都港区芝大門一丁目1番3号

法人名

日本赤十字社

代表者
職氏名

社 長 清家 篤

Ⓜ

事業所

所在地

富山市牛島本町二丁目1番58号

事業所名

富山赤十字訪問看護ステーション

管理者名

津浦 陽子

Ⓜ